

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 国家戦略特別区域法施行令の一部改正（第一条関係）

一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。以下「法」という。）第十二条の三第一項の政令で定める基準は、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うための教育課程を編成するものであること等とすること。（国家戦略特別区域法施行令第三条関係）

二 法第十二条の四第四項第三号の政令で定める法律の規定は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三百三十一条及び第三百三十二条の規定等とすること。（国家戦略特別区域法施行令第五条関係）

三 法第十二条の四第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の九第一項の規定による指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する試験事務を行おうとする者の申請により行う等とすること。（国家戦略特別区域法施行令第六条関係）

四 都道府県知事は、指定試験機関がその指定をしてはならない要件のいずれかに該当するに至ったとき

は、その指定を取り消さなければならない等とすること。（国家戦略特別区域法施行令第七条関係）

五 法第十二条の四第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された国家戦略特別区域限定保育士登録証は、三年経過日以後においては、当該国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付した都道府県知事から児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された保育士登録証とみなすこと。（国家戦略特別区域法施行令第九条関係）

六 国家戦略特別区域限定保育士がその登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならないとすること。（国家戦略特別区域法施行令第十一条関係）

七 法第十四条の二の政令で定める基準は、医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであって、認可の申請に係る理事が、二年以上医療法人の理事としての経験を有する者であること等とすること。（国家戦略特別区域法施行令第十四条関係）

八 法第十六条の三第一項の政令で定める業務は、炊事、洗濯、掃除等を代行し、又は補助する業務とすること。(国家戦略特別区域法施行令第十五条関係)

九 法第十六条の三第一項の政令で定める要件は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること等に該当するものであることとする。(国家戦略特別区域法施行令第十六条関係)

十 法第十六条の三第一項の政令で定める基準は、法第十六条の三第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること等とすること。(国家戦略特別区域法施行令第十七条関係)

十一 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、本邦に上陸しようとする外国人が行おうとする創業活動が、当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること等に該当するものであることについて、法務省令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体であつて、当該創業活動に係る国家戦略特別区域の全部又は一部を管轄するものの確認を受けていること等とすること。(国家戦略特別区域法施行令第十八条関係)

十二 法第十九条の二第四項の規定により同項第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち同号の利息に相当する額は、同号に規定する先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき期間の区分に応じそれぞれ定める利率で複利計算の方法により計算して得た額とすること。（国家戦略特別区域法施行令第二十一条関係）

十三 法第二十条の二第一項の政令で定める社会福祉施設は、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業若しくは同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設又は同法第三十九条第一項に規定する保育所等とすること。（国家戦略特別区域法施行令第二十三条関係）

十四 法第二十条の二第一項の政令で定める技術的基準は、保育所等施設の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする等とすること。（国家戦略特別区域法施行令第二十四条関係）

第二 関係政令の一部改正（第二条から第十四条まで関係）

児童福祉法施行令等の関係政令について所要の改正を行うものとする。 (第二条から第十四条まで
関係)

第三 施行期日

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十
七年九月一日) から施行すること。 (附則関係)